

承継新聞

市町村担当者の勉強会

事業承継の第一人者を講師に



ラインや昨年制定されたM&Aガイドラインの座長も務め、事業承継に関する第一人者として活躍されています。

大分市を始めとして県内12市町から参加を頂き、明治大学商学部山本昌弘商学科長を講師にお招きしての研修会を開催しました。山本先生は国の事業承継ガイド

ラインや昨年制定されたM&Aガイドラインの座長も務め、事業承継に関する第一人者として活躍されています。

本研修をきっかけに令和3年度は事業承継の個別相談会の実施を自分の市での実施を検討したいという担当者の意見も出され、今年度相談会を開催した大分市、日田市以外での開催が期待できそうです。

(左は山本先生の著書)



支援者も研修



事業承継支援者としての経営指導員、金融機関、士業の方を対象にした事業承継実践研修会を2月8日に開催しました。講師は東京の事業承継コンサルティング株式会社岸田康雄先生(公認会計士、中小企業診断士)で、先生の著書である「事例で学ぶ事業承継

市町村の担当者との意見交換会を実施しました。参加者からは「事業承継について今後、市と

支援 完全マニュアル」をテキストにして4時間ほどみっちり現場での支援手法について学びました。

大分県事業承継新聞

2月25日 (木曜日)

発行所:大分県商工会連合会
事業承継ネットワーク事務局
事業引継ぎ支援センター内
〒870-0026
大分市金池町3-1-64
大分県中小企業会館5F
Tel 097-535-7230
Fax 097-585-5011
https://oita-shoukei.org

ミニ情報
アトツキ甲子園の最終エントリー(全国で15社)に大分県から2社が選出されました!
2月16日アトツキ甲子園本番が開催されますが、会場から100社以上が1次選考を通過。そのうち、決勝の15社の枠に、大分県から何社が選出されましたか。
写真左: 日田市 後藤製菓の後藤 高馬さん
写真右: 中津市 島田電子工業の島田 直弥さん

日田市で個別相談会開催

昨年の大分市に続いて、1月22日(金)に、日田市パトリア日田で事業承継相談会を開催しました。

また、随時相談も受け付けております。今回の相談会参加者13社の相談後の感想についてお知らせします。

専門的な相談にお応えするため、大分市の正岡諭弁護士、蔵前達郎税理士にも相談員として参加していただきました。当日は13組の相談者がお見えになりました。

Q 相談会で、ご相談事項は解決しましたか?
概ね解決できた6件、一部解決できた7件



Q 専門家(弁護士、税理士)の説明は良かったか?
とてもわかりやすかったです。11件、わかりやすかった2件

相談内容は、「株価の評価」、「第三者承継の手順」、「相続問題」など多岐にわたる内容でした。専門家の先生方の的確なアドバイスによりほとんどの方が満足して帰られました。来年度も県内の複数の地域で計画しております。開催が決まりましたらホームページでお知らせします。

Q 全体の満足度はいかがでしたか?
大変満足5件、満足7件、やや満足1件、不満0件
大半の方が課題解決の一助になったようです。引き続き、気軽に相談できるように、サービ向上を目指して実施してまいります。

ブロックの現場から



岩崎 美紀

【事業承継補助金のこと】
新型コロナウイルス感染症が拡大する中でスタートした新年度。4月中旬には「緊急事態宣言」が全国に拡大し、大分県内でも多くの中小企業が影響を受けました。令和元年度補正の「事業承継補助金」が募集を

開始したのは、ちょうどそのさなか。後継者の挑戦を後押しするこの補助金も回を重ね、県内事業者に浸透し、その趣旨を十分に理解した上で申請を準備する先も増えていきました。しかし、締切は6月5日。先行きが全く見えない状況下で、将来を見据えた多額な投資には踏み切りにくく、多くの事業者が応募を断念しました。我々が主に支援する「後継者承継支援型【I型】」は、全国の申請総数は455件、350件が交付決定となりました。採択率は76.9%、大分県の採択者は0件

でした。前年度と同補助金は1次・2次合計で1039件の申請に対して658件の交付決定、採択率は63.3%の中、大分県は17件が採択されていました。昨年度と比較しても、戦略の変更を迫られ躊躇する後継者が多かったのではないかと推測します。感染拡大の収束は未だ見えない状況が続いていますが、大きな変化に直面している、ということはおわかりいただけます。急激な環境変化に対して、後継者の方が思い切った行動をとれることもあるでしょう。見方を変えれば、コロナ禍は事業承継の絶好

のチャンスです。令和3年度は、「事業承継・引継ぎ補助金」として令和2年度第3次補正予算と令和3年度の当初予算の2段階方式で募集が始まります。補正分は補助率が3分の2で、補助上限もM&A型では800万円。創業支援型や経営者交代型では、400万円が上限額となり、廃業を伴う場合は上乗せ額も予定されているようです。数カ月以内には募集開始が見込まれています。早めの準備をお勧めします。

承継事例紹介

事業承継の支援のお手伝いをやっています!と、新聞広告や商工団体の会報、市報等にも掲載していただいています。とは言っても、なかなか『どんな相談をしたら良いかわからない』、『相談するまでもなく簡単にできる』とか『どこに相談してよいかわからない?』という声も聞かれました。

- 掲載にご協力いただいた企業
- 大分市 (旬豊田商会、中津市山国町 長尾商店、日田市大山町 森梅園、佐伯市 穴見屋店、臼杵市 後藤製菓、津久見市 バイクプラザナカノ、竹田市 トラベルイン吉富、豊後高田市 (旬中村機工、杵築市 元祿うどん、宇佐市 (株)佐米飯センター、豊後大野市 洋菓子工房)
- アンティーク 九重町 ベリージュファーム
- 以上の皆様です。

そこで事業承継ネットワーク事務局では、県内の事業承継支援をした事業者さんの事例をお知らせするのが具体的でわかりやすいという趣旨で、このたび『事業承継物語』次世代への経営資源の引継ぎ事例集を作成しました。

ネットワーく事務局で支援した県内の12企業にご協力いただき事業承継に取り組みきっかけや苦労話をインタビューして30頁の冊子で1月末に発行しました。



事業承継の補助金の募集が始まります

事業承継のタイミングで新たな取り組みや事業転換を計画している中小企業を支援する「事業承継補助金」と、経営資源を第三者に引き継ぐときの費用を補助する「経営資源引継ぎ補助金」が一本にまとめられ「事業承継・引継ぎ補助金」という制度ができました。2020年度第3次補正予算案と2021年度当初予算案に盛り込まれています。ただし、事業内容や補助額が異なるため、公募要領(3月頃公表?)でどのような取扱いになるのかなど、この補助金を活用しようと思われている方は、要注意です。

【予算の内訳から】

第3次補正予算案の補助率と補助上限額は以下の通りです。引き継ぎのときに廃業を伴う場合は200万円の上乗せがあります。

(1) 創業支援型
他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援です。補助率は3分の2で、補助上限額は400万円。新しい制度内容です。

(2) 経営者交代型
親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援です。補助率は3分の2で、補助上限額は400万円。

(3) M&A型
株式譲渡や事業譲渡などにより経営資源を引き継いだ

事業者への支援。補助率は3分の2で、補助上限額は800万円。

(4) 専門家活用型
仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用など事業を引き継ぐときに土業専門家を活用するときの費用の一部補助です。補助率は3分の2で、補助上限額は400万円です。

当初予算案の補助率と補助上限額は、

(1) 経営者交代型(補正)
予算の2と同じですが、限度額、補助率が低くなっています。補助率は2分の1で、補助上限額は250万円です。

(2) M&A型(補正)
予算の3と同じですが、同様に限度額、補助率が低くなっています。補助率は2分の1で、補助上限額は500万円です。

(3) 専門家活用型(補正)
予算の2と同じですが、限度額、補助率が低くなっています。補助率は2分の1で、補助上限額は250万円です。

名義預金?

Q 子供の名義で預金をしている「名義預金」として認定されるかもしれないという話を聞いたのですが?

A 「子供や孫が生まれたので子や孫の名前で預金をし、自分に万一の時は、困らないようにしている」との話を聞いたことがあります。そもそも名義預金とは、預金口座の名義人と実際に預金をしている人が異なる預金のことです。本人に通帳を渡すとすぐに

事業承継Q&A

使ってしまうこともあるとの配慮から、孫名義の通帳をそのまま保管するケースがあります。しかし、子や孫など親族名義の預金通帳を名義人に渡さず管理し、それが相続発生時点で明らかになると、通帳の名義人の相続財産として相続税の課税対象になります。確かに通帳の金額が少ない場合は、大きな問題にはならないかもしれませんが、小学生の預金通帳に何百万円もある場合などは問題とされます。ちなみに、専業主婦の高額預金(へそくり?)も問題となります。収入のない専業主婦は「へそくり」の金額が多くなると、その財産は夫の収入と判断され相続財産の対象になります。名義預金としないためには、①贈与を受けた本人が通帳や印鑑を管理し入出金する、②金額が多い場合は贈与契約書を作成する、③贈与税の限度額110万円を超える場合は、必ず申告・贈与税の支払いといったような方法が考えられます。といった対応方法が望まれます。商売する上でいろいろなお金の動きがありますが、親の通帳から子供の通帳への移動する場合も贈与判断されますので注意が必要です。

4月から変わります

「大分県事業承継・引継ぎ支援センター」になりました。分県事業承継ネットワーク事務局が本年4月1日に「大分県事業承継・引継ぎ支援センター」と統合して、「大分県事業承継実態調査」では、中小企業経営者の24%が事業承継の相談相手について「誰にも相談していない」と回答しています。事業承継の先延ばしをしている現状があるようです。早期の相談が重要です。支援組織の一元化のために従来の第三者承継支援の事業引継ぎ支援センターと親族内承継支援をしている本「大分県事業承継・引継ぎ支援センター」に名称が変わります。

事業イメージ

(1) 事業承継・引継ぎ補助金

- 事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組(設備投資、販路開拓等)や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の土業専門家の活用費用(仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等)の一部を補助します。

支援類型	補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
0 事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助			
1 創業支援型	2/3	400万円	200万円
2 経営者交代型	2/3	400万円	200万円
M&A型	2/3	800万円	200万円
3 事業引継ぎ時の土業専門家の活用費用の補助			200万円
4 専門家活用型	2/3	400万円	(売手のみ)

また、中小企業が事業承継・引継ぎを検討する機会を提供する説明会等の実施を支援します。※説明会等開催方法については、開催時における政府や開催地自治体のイベント開催に関する方針に従うこととする。

中小企業庁のHPから

「大分県事業承継・引継ぎ支援センター」に名称が変わります。事業承継相談はこちらまで。『大分県事業承継・引継ぎ支援センター』は、国が設置した事業承継の総合相談窓口です。当センターでは、原則無料・秘密厳守で事業承継のあらゆるご相談をお受けしています。0歳以上の経営者の方へ。事業承継は家族や親戚と相談し、関係者に知らせる必要があります。事業承継には、①人の承継(経営者の承継) ②資本金の承継(株主、事業譲渡等) ③知的財産の承継(経営者の信用、技術の伝承、取引先との人脈、顧客情報等)の3つの承継が必要であることから、5年から10年はかかる場合があります。

大分県事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継相談はこちらまで

『大分県事業承継・引継ぎ支援センター』は、国が設置した事業承継の総合相談窓口です。当センターでは、原則無料・秘密厳守で事業承継のあらゆるご相談をお受けしています。0歳以上の経営者の方へ。事業承継は家族や親戚と相談し、関係者に知らせる必要があります。事業承継には、①人の承継(経営者の承継) ②資本金の承継(株主、事業譲渡等) ③知的財産の承継(経営者の信用、技術の伝承、取引先との人脈、顧客情報等)の3つの承継が必要であることから、5年から10年はかかる場合があります。

事業承継計画作成支援
事業承継計画を作成する際の課題を把握し、事業承継計画を作成するための支援を行います。

事業承継実態調査
事業承継の実態を把握し、事業承継の推進を図ります。

事業承継支援センター
事業承継の推進を図るための支援を行います。

事業承継相談窓口
事業承継の相談窓口です。

事業承継支援センター
事業承継の推進を図るための支援を行います。

事業承継相談窓口
事業承継の相談窓口です。

「大分県事業承継・引継ぎ支援センター」は、国が設置した事業承継の総合相談窓口です。当センターでは、原則無料・秘密厳守で事業承継のあらゆるご相談をお受けしています。0歳以上の経営者の方へ。事業承継は家族や親戚と相談し、関係者に知らせる必要があります。事業承継には、①人の承継(経営者の承継) ②資本金の承継(株主、事業譲渡等) ③知的財産の承継(経営者の信用、技術の伝承、取引先との人脈、顧客情報等)の3つの承継が必要であることから、5年から10年はかかる場合があります。

「大分県事業承継・引継ぎ支援センター」は、国が設置した事業承継の総合相談窓口です。当センターでは、原則無料・秘密厳守で事業承継のあらゆるご相談をお受けしています。0歳以上の経営者の方へ。事業承継は家族や親戚と相談し、関係者に知らせる必要があります。事業承継には、①人の承継(経営者の承継) ②資本金の承継(株主、事業譲渡等) ③知的財産の承継(経営者の信用、技術の伝承、取引先との人脈、顧客情報等)の3つの承継が必要であることから、5年から10年はかかる場合があります。